

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月12日

【会社名】 ディップ株式会社

【英訳名】 DIP Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 富田 英揮

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03(5114)1177(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理本部長 渡辺 永二

【最寄りの連絡場所】 東京都六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03(5114)1177(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理本部長 渡辺 永二

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 250,346,700円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	83,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年7月12日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	83,700株	250,346,700	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	83,700株	250,346,700	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,991	-	100株	平成28年8月4日	-	平成28年8月8日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ディップ株式会社 法務室	東京都港区六本木一丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
250,346,700	-	250,346,700

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額250,346,700円については、平成28年8月8日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成28年7月12日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）		
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成28年7月12日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託取引があります。

<役員報酬B I P信託の内容>

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）を締結し、B I P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）」といたします。

概要

B I P（Board Incentive Plan）信託とは、業績等に応じて取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

本制度において、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式報酬規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

B I P信託は、信託契約及び株式報酬規程に従い、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、業績等に応じて決定される株数の当社株式等を交付等いたします。

また、信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、B I P信託についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、B I P信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・

決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」という。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、BIP信託において生じる財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

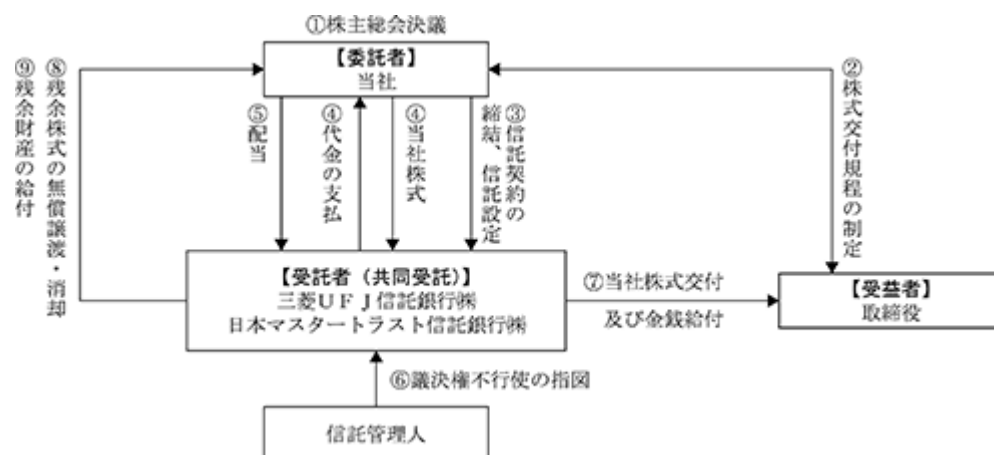
(参考) BIP信託の主な内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成28年8月4日
信託期間	平成28年8月4日～平成33年8月20日(予定)
議決権行使	信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	250,346,700円
株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得

信託から受益者に交付等する予定の株式の総数

83,700株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。)

BIP信託の仕組み



当社は、本制度の導入に関して、株主総会において、役員報酬の承認決議を得ます。

当社は、取締役会において本制度に係る株式報酬規程を制定します。

当社は、の株主総会決議の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託(以下、「本信託」という。)を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で本信託に拠出された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。本信託が取得する株式数は、の株主総会決議で承認を受けた範囲とします。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、毎事業年度における役位や会社業績の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭が給付されます。

毎事業年度における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社では、取締役を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との利害を共有することを目的として導入できる報酬スキームを検討しておりました。

本制度の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質、当社との取引関係並びに事務サポートの実績等を含めて総合的に判断した結果、信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、共同受託者として信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

83,700株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」は株式報酬規程に従い、信託期間中の一定の時期に、業績等に応じた当社株式等を、一定の要件を充足する取締役へ交付等を行うことになっております。

なお、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、信託契約に従って定められた信託管理人の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士田村稔郎氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権行使を行うため、信託契約に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。指図の内容は、議決権を不行使とするものと、信託契約により定められております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、BIP信託の導入を目的として行います。

処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という。)に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日前日(平成28年7月11日)の東京証券取引所における当社株式の終値である2,991円としました。

なお、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(平成28年6月13日から平成28年7月11日まで)の終値の平均値である2,694円(円未満切捨て)に111.0%(プレミアム率11.0%)を乗じた額であり、あるいは同直前3か月間(平成28年4月12日から平成28年7月11日まで)の終値の平均値である2,776円(円未満切捨て)に107.7%(プレミアム率7.7%)を乗じた額であり、若しくは同直前6か月間(平成28年1月12日から平成28年7月11日まで)の終値の平均値である2,609円(円未満切捨て)に114.6%(プレミアム率14.6%)を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に取締役に交付等を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.14%(小数点第3位を四捨五入、平成28年2月末日現在の総議決権個数572,791個に対する割合0.15%)と小規模なものです。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式報酬規程に従い取締役に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
EKYT株式会社	東京都港区海岸1丁目1-1-5103	23,340,000	40.74	23,340,000	40.68
MSIPCLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	3,447,229	6.01	3,447,229	6.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P 信託口)	東京都港区浜松町2丁目1-1番3号	1,918,000	3.34	1,918,000	3.34
指定有価証券信託受託者 株式会社S MBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	1,860,000	3.24	1,860,000	3.24
モルガン・スタンレーM U F G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	1,747,992	3.05	1,747,992	3.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (F E - AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	1,677,589	2.92	1,677,589	2.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	1,427,122	2.49	1,427,122	2.48
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ	1,409,349	2.46	1,409,349	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,238,600	2.16	1,238,600	2.15
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A.	1,076,184	1.87	1,076,184	1.87
計		39,142,065	68.33	39,142,065	68.23

- (注) 1 上記第三者割当後の大株主の状況は、平成28年2月29日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載をしています。
- 2 上記第三者割当後の大株主の状況中、所有議決権数の割合は小数点第3位以下を切捨てて表示しております。
- 3 上記のほか当社保有の自己株式4,716,145株(平成28年2月29日現在)ありますが、割当後は4,632,445株となります。ただし、平成28年3月1日以降の単元未満株式の買取り分、買増し分は含まれておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）平成28年5月30日関東財務局に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づく臨時報告書を平成28年5月31日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成28年7月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規程に基づく臨時報告書を平成28年6月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年7月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年7月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ディップ株式会社 本店
（東京都港区六本木一丁目6番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。